



2022年5月16日

各 位

上場会社名 神東塗料株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高沢 聡
(コード番号 4615)
問合せ先責任者 総務人事室部長 塚越 学
(TEL 06-6426-3355)

定款一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催の第128回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

①会社法の一部改正

2019年の会社法の一部改正により株主総会資料の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

②補欠監査役の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="363 349 592 383">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="188 403 762 490"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p data-bbox="172 508 766 869"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類および連結計算書類に記載また は表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="424 1077 531 1111"><新設></p> <p data-bbox="280 1368 675 1402">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="188 1422 268 1456">(選任)</p> <p data-bbox="172 1473 766 1693"><u>第 26 条 監査役の選任は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の 議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって 行う。</u></p> <p data-bbox="424 1850 531 1883"><新設></p>	<p data-bbox="1002 349 1230 383">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="1062 618 1169 651"><削除></p> <p data-bbox="826 887 1318 920"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p data-bbox="810 940 1420 1301"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面の交付を 請求した株主に対して交付する書面に記 載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="810 1473 1420 2020"><u>第 26 条 監査役の選任は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の 議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 ②法令または定款に定める監査役の員数を 欠くことになる場合に備え、株主総会にお いて補欠監査役を選任することができる。 ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効 力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に 終了する事業年度のうち、最終のものに関 する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>変更前定款第 15 条の規定の削除および変更後定款第 15 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日</u> <u>をもってこれを削除する。</u>

3. 変更の内容

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月22日

定款変更の効力発生日 2022年6月22日

以 上